

6 資格制度関係

(1) 業務独占資格制度

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
<p>明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止(見直しの基準・視点) (財務省)</p>	<p>a 税理士試験について、職歴による受験資格要件である業務従事年数を職務の種類に応じて3年から10年までとする現行制度から、一律に最も短い3年に短縮するとともに、専門学校卒業者を短大卒業者に相当する取扱いとして受験資格を認める。 【税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)及び平成13年財務省令第58号】</p> <p>なお、要件見直しの効果を注視しつつ、必要が認められれば、引き続き受験資格要件の在り方について検討する。</p>	<p>法案成立、公布</p>	<p>措置済(4月施行)</p>	<p>要件見直しの効果を注視しつつ、必要性が認められる場合、検討</p>	<p>(財務省) 受験資格要件の見直しについては既に措置済である。措置後において、試験の実施に関して問題は生じておらず、また、受験者の数も毎年増加の傾向にあるなど、要件見直しの効果は現れているものと考えている。</p>	
<p>(厚生労働省)</p>	<p>b 社会保険労務士試験について、一部の専門学校卒業者に限って受験資格を認めている現行制度から、一定の要件を満たす専門学校卒業者を短大卒業者等と同等以上の知識及び能力を有すると認め、受験資格を認める。 【平成12年労働省官房長通達、社会保険庁運営部長通達】</p> <p>なお、要件見直しの効果を注視しつつ、必要が認められれば、引き続き受験資格要件の在り方について検討する。</p>	<p>措置済</p>		<p>要件見直しの効果を注視しつつ、必要性が認められる場合、検討</p>	<p>(厚生労働省) 平成12年度通達(「社会保険労務士試験の受験資格(法第8条)について」(平成12年12月25日付け労働省発労徴第97号))による効果を注視した結果、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)により、社会保険労務士試験の受験資格のうち、実務経験に関するものについて、事務の種類に応じて3年又は5年とされていた従事期間が一律3年に短縮された(平成15年4月1日施行)ところである。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
合格者数の見直し (見直しの基準・視点) (業務独占資格所管省)	資格試験における公平性・透明性を確保する観点から、合格者数制限を行っているとの疑いを持たれないよう、見直しの基準・視点(合否判定基準、配点、模範回答の公表)に一層留意する。	引き続き留意			<p>(法務省)</p> <p>【司法試験】</p> <p>司法試験については、引き続き留意する。</p> <p>なお、司法試験管理委員会決定(平成14年1月23日)により、平成14年度からの司法試験第1次試験、第2次試験の合否判定方法・基準、配点(口述試験については基準点)及び司法試験第1次試験のうち短答式の試験について模範解答例を公表済み。</p> <p>また、司法試験管理委員会決定(平成14年10月9日)により、平成14年度からの司法試験第2次試験論文式試験における出題の趣旨を最終合格発表後、法務省ホームページ等に公表している。</p> <p>おって、司法試験管理委員会決定(平成15年6月3日)により、司法試験第2次試験筆記試験における出題方針等を公表済み。</p> <p>さらに、司法試験管理委員会決定(平成15年10月9日)により、平成15年度からの司法試験第2次試験口述試験における問題のテーマを最終合格発表後、法務省ホームページ等に公表している。</p> <p>【司法書士試験及び土地家屋調査士試験】</p> <p>司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度以降に実施された各試験の受験案内書に合格判定基準及び配点を掲載している。また、筆記試験合格者発表に際して、多肢択一式試験について正解を、記述式問題については出題の趣旨をホームページ等で公表している。</p> <p>(金融庁)</p> <p>合否判定基準については平成14年公認会計士試験第1次試験から公表している。また、第2次試験短答式試験においては、平成14年より配点、正解を公表している。</p> <p>なお、平成17年公認会計士試験第2次試験より論文式試</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					験の出題趣旨の公表を予定している。	
合否判定基準の公表 (見直しの基準・視点) (法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	a 次の試験について合否判定基準を定め公表する。 司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験、臭気判定士試験、医師国家試験、歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験、理学療法士試験、作業療法士試験、視能訓練士試験、言語聴覚士試験、臨床工学技士試験、義肢装具士試験、救急救命士試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産師試験、看護師試験、歯科衛生士試験、歯科技工士試験、薬剤師試験、理容師試験、美容師試験、獣医師国家試験、液化石油ガス設備士試験、電気工事士試験、競輪審判員資格検定、競輪選手資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、小型自動車競走選手資格検定、海事代理士試験、海技士(航海)試験、海技士(機関)試験、海技士(通信)試験、海技士(電子通信)試験、小型船舶操縦士試験、水先人試験、通訳案内業試験、地域伝統芸能等通訳案内業者試験、測量士試験 【家畜人工授精師試験、土地改良換地士試験、調教師(中央競馬)試験、調教師(地方競馬)試験、騎手(中央競馬)試験、騎手(地方競馬)試験、操縦士試験、航空士試験、航空機関士試験、航空通信士試験、航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者(航空)試験、動力車操縦者試験、職業訓練指導員試験、作業環境測定士試験、特殊建築物等調査資格者試験、建築士試験、昇降機検査資格者試験、建築設備検査資格者試験については、平成12年度までに措置済み】 【司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験、臭気判定士試験、医師国家試験、歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験、理学療法士	一部措置済	一部措置済	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置措置済	(環境省) 臭気判定士試験の合格基準は平成14年度から公表されている(総合得点率70%以上かつ各科目別最低得点率35%以上) (農林水産省) 平成14年度実施の第54回獣医師国家試験から、合格発表時に合否判定基準を公表している。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（金融庁、国土交通省）	試験、作業療法士試験、視能訓練士試験、言語聴覚士試験、臨床工学技士試験、義肢装具士試験、救急救命士試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産師試験、看護師試験、歯科衛生士試験、歯科技工士試験、薬剤師試験、理容師試験、美容師試験、液化石油ガス設備士試験、電気工事士試験、競輪審判員資格検定、競輪選手資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、小型自動車競走選手資格検定、海事代理士試験、海技士（航海）試験、海技士（機関）試験、海技士（通信）試験、海技士（電子通信）試験、小型船舶操縦士試験、水先人試験、通訳案内業試験、地域伝統芸能等通訳案内業者試験、測量士試験については、措置済み】					
	b 公認会計士試験及び不動産鑑定士試験については、定める合否判定基準を公表する。 【不動産鑑定士については措置済み。公認会計士については平成14年より公表済み】	一部措置済	措置済			
（金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	c 上記a及びbの試験について、科目間や年度間で難易度に差が生じたことにより合否判定基準を変更した場合には、透明性の観点からその旨を理由を付して公表する。	逐次実施			（金融庁） 平成14年より、合否判定基準の公表を行うとともに、同基準に変更が生じた場合には、合格発表時に公表することとしている。 （法務省） 【司法試験】	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定時期			結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置			
		13年度	14年度	15年度				
						<p>司法試験管理委員会決定(平成14年1月23日)により、平成14年度からの司法試験第1次試験、第2次試験の合否判定方法・基準について公表済み。また、透明性の観点から同基準に変更が生じた場合、法務省ホームページ等において公表する。</p> <p>【司法書士試験及び土地家屋調査士試験】</p> <p>司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、該当なし。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>理容師試験及び美容師試験については「受験の円滑」により合否判定基準を公表しているところであり、同基準変更が生じた場合はその旨を理由を付けて公表することとしている。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>平成14年度実施の第54回獣医師国家試験から、合否判定基準を変更した場合は、理由を合格発表時に公表することとされた。</p> <p>(環境省)</p> <p>平成13年度以降は、臭気判定士試験は合格基準を変更していない。</p>		
(金融庁、法務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省)	<p>d 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、弁理士試験及び社会保険労務士試験において配点を公表する。</p> <p>【不動産鑑定士試験については、平成12年度までに措置済み】</p> <p>【公認会計士試験二次試験短答式試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、弁理士試験、社会保険労務士試験については、措置済み】</p>	一部措置済	一部措置済	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置		(金融庁)	第2次試験短答式試験について、平成14年から配点を公表している。第1次試験、第2次試験論文式試験、第3次試験筆記試験についても、大問ごとの配点を公表している。	
(金融庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	<p>e 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験及び不動産鑑定士試験について、模範解答又は採点方針、必要なキーワード、採点基準等を公表する。</p>	一部措置済	一部措置済	結論に基づきできるだけ速やかに所		(金融庁)	平成17年の第2次試験より、論文式試験の出題趣旨の公表を予定している。	(法務省)

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	【公認会計士第二次試験短答式、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験、不動産鑑定士試験については、措置済み】			要の措置	<p>【司法試験】</p> <p>司法試験管理委員会決定(平成13年1月23日)により、平成13年度からの司法試験第2次試験短答式試験について正解を、また、司法試験管理委員会決定(平成14年1月23日)により、平成14年度からの司法試験第2次試験論文式試験、同口述試験について、採点方針を公表済み。</p> <p>なお、司法試験管理委員会決定(平成14年10月9日)により、平成14年度からの司法試験第2次試験論文式試験における出題の趣旨を最終合格発表後、法務省ホームページ等に公表している。</p> <p>また、司法試験管理委員会決定(平成15年6月3日)により、司法試験第2次試験筆記試験における出題方針等を公表済み。</p> <p>さらに、司法試験管理委員会決定(平成15年10月9日)により、平成15年度からの司法試験第2次試験口述試験における問題のテーマを最終合格発表後、法務省ホームページ等に公表している。</p> <p>【司法書士試験及び土地家屋調査士試験】</p> <p>司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度以降に実施された各試験の受験案内書に合格判定基準及び配点を掲載している。また、筆記試験合格者の発表に際して、多肢択一式試験については正解を、記述式試験については出題の趣旨を法務省ホームページ等で公表している。</p>	
資格取得の容易化 (見直しの基準・視点) (金融庁、法務省、司法制度改革推進)	b 司法書士試験、土地家屋調査士試験及び社会保険労務士試験において、再受験の場合に既に合格した段階の試験を免除する措置について検討する。	検討	一部措置済	検討・結論	(厚生労働省) 社会保険労務士試験において、再受験の場合に既に合格した段階の試験を免除する措置については、行わないこととした。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
本部 経済産業省、国土交通省(法務省、厚生労働省)	【司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)】	法案提出	法案成立後公布	措置(4月以降施行予定)	(法務省) 平成14年の改正により、平成15年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、筆記試験合格者について次回の筆記試験を免除すること並びに土地家屋調査士試験について土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能についての試験の合格者について以後の同試験を免除することとされている。	
(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	c 以下に掲げる資格試験について試験問題の公表・持ち帰りを行う。 臭気判定士試験 獣医師国家試験 海事代理士試験 操縦士試験 航空士試験 航空機関士試験 航空通信士試験 航空整備士試験 航空工場整備士試験 操縦教員試験 運航管理者(航空)試験 【弁理士試験、不動産鑑定士試験、家畜人工授精師試験、競輪選手資格検定、小型自動車競走選手資格検定、競輪審判員資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、土地改良換地士試験、特殊建築物等調査資格者試験、昇降機検査資格者試験、建築設備検査資格者試験、ボイラー技士(1級、2級)試験、ボイラー溶接士試験、ボイラー整備士試験、発破技士試験、揚貨装置運転士試験、クレーン運転士試験、デリック運転士試験、潜水土試験、作業環境測定士試験については、平成12年度までに措置済み】 【臭気判定士試験、海事代理士試験、操縦士試験、航空士試験、航空機関士試験、航空通信士試験、航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者(航空)試験については、措置済み】	一部措置済	一部措置済み	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置	(農林水産省) 平成13年度獣医事審議会の決定により、獣医師国家試験問題の公表・持ち帰りは行わないこととされた。 (環境省) 臭気判定士試験において試験問題の持ち帰りや試験問題の公表は、平成14年度から行っている。	
登録・入会制度の在り方検討	a 資格者間における公正有効な競争を確保する観点から、法律で強制設立・強制入会制を採っている資格(公認会計士、行政					

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（見直しの基準・視点） （公正取引委員会）	書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士）を対象として、資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずる。 【資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した（平成13年10月24日）】	計画的に実施			（公正取引委員会） 必要に応じて実施。	
（公正取引委員会）	b 上記の実態把握及び資格者団体の特性等を踏まえ、資格者団体の活動と独占禁止法との関係を明確化し、公表・周知する。また、今後参考となる相談事例が生じた場合には、その内容を可能な限り明らかにし、独占禁止法違反行為の未然防止に努める。 【資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した（平成13年10月24日）】	計画的に実施			（公正取引委員会） 必要に応じて実施。	
（公正取引委員会）	c 上記aの資格者団体に対して独占禁止法コンプライアンスプログラムを作成するよう懇諭するとともに、必要な支援措置を講ずる。	計画的に実施			（公正取引委員会） 必要に応じて実施。	
資格者数の増大 （見直しの基準・視点） （法務省）	b 公証人について、積極的に増員を図る（平成12年度一部措置済み） 【弁理士については、増員を図るための試験制度の改革について	引き続き措置			（法務省） 公証人の任用につき、平成14年度から公募制度を導入し、引き続き公証人の人数確保に努めている。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	平成12年度までに措置済み】					

(2) 必置資格等

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
代替手法の導入 （見直しの基準・視点） （経済産業省、環境省）	（公害防止管理者、公害防止主任管理者） a 環境・公害問題の状況や各企業の公害防止体制の実態など、環境・公害問題をめぐる諸情勢を踏まえて、公害防止対策のためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、公害防止管理者、公害防止主任管理者の必置規制の在り方について検討する。	検討	検討	結論	（経済産業省、環境省） 経済産業省及び環境省が共同で設置した専門家からなる「公害防止管理者制度検討会」において、平成16年3月に最終結論を報告書として取りまとめた。 そこで得られた「公害防止管理者制度は、ナショナルミニマムとして引き続き必要である。」、「一定の条件の下、同一社内の敷地の離れた複数の工場、同一敷地内の複数の関連会社の工場において、公害防止管理者の兼任を認める。」等の結論を踏まえ、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成16年政令第375号）及び「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成17年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）により、必置規制の在り方を見直した（平成18年4月1日（一部平成17年4月1日）施行）。	
（経済産業省、環境省）	（公害防止管理者、公害防止主任管理者） b 大気と水質の両方の公害防止管理者資格を有する者は公害防止主任管理者になり得るとい制度があることから、大気と水質につきそれぞれの公害防止管理者を共に任命し、両者が緊密	検討	検討	結論		（経済産業省、環境省） 経済産業省及び環境省が共同で設置した専門家からなる「公害防止管理者制度検討会」において、平成16年3月に最終結論を報告書として取りまとめた。

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(厚生労働省)	に連携しつつ効果的な公害防止対策が実施できるような組織体制ができているような場合には、公害防止主任管理者の必置を免除することについて検討する。				そこで得られた結論を踏まえ、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成16年政令第375号)及び「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成17年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)により、公害防止主任管理者を選任すべき工場について、ばい煙並びに汚水又は廃液の処理を確実に行うことができる場合は、選任を免除することとした(平成17年4月1日施行)。	
	(食品衛生管理者) c ISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けている施設について、食品衛生法に基づく衛生管理の水準を維持しつつ食品衛生管理者の必置義務を免除又は緩和する余地がないか、同シリーズと食品衛生管理に関するコーデックス等における国際的議論の推移や民間認証を受けた施設の衛生管理の実態等を踏まえ検討を行う。	検討	検討	結論	(厚生労働省) 近時の食品に関する事件の発生に鑑み、施設の責任者としての食品衛生管理者の重要性が高まったことから、その必置義務を含めて検討を行い、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)により、食品衛生管理者設置の免除規定を廃止し、例外なく食品衛生管理者を置くこととしたため、ISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けている施設においても、その必置義務の免除又は緩和は行わないこととした。	
必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の見直し (見直しの基準・視点) (経済産業省)	(エネルギー管理者) a 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえて、エネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、エネ	検討	検討	検討・結論	(経済産業省) 京都議定書の目標達成に向け、平成14年3月に策定された「地球温暖化対策推進大綱」において対策の大きな柱として位置づけられている省エネ対策の推進の一環として、エネルギー管理者制度の活用を前提にした自	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	ルギー管理者の必置規制の在り方について検討する。				<p>主的なエネルギー管理の仕組みの構築が、必要な措置として盛り込まれているところ。また、平成15年に実施した省エネ法の制度に関するアンケートにおいて、事業者及び管理者の約9割が現行のエネルギー管理者制度はエネルギー管理上効果があると回答しており、エネルギー管理の徹底を図るためには現行制度の活用が引き続き必要である。</p> <p>また、事業者の負担軽減等の観点から、エネルギー管理者及びエネルギー管理員を当該工場の職員以外の者(工場における燃料等や電気を消費する設備の維持、燃料等や電気の使用の方法の改善及び監視に関する業務の委託先企業の職員など)から選任する場合の要件を明確化し、平成16年6月30日に実施した。</p>	
(厚生労働省)	<p>(ボイラー取扱作業主任者)</p> <p>g ボイラー取扱作業主任者について、近年の技術の進歩を踏まえ、ボイラーの安全管理水準に低下をもたらさない範囲において、その取り扱うことができるボイラーの基数等について見直す余地がないか検討し、所要の措置を講ずる。</p>	検討	結論	できるだけ速やかに措置	<p>(厚生労働省)</p> <p>「ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(平成16年厚生労働省令第44号)により、ボイラーの安全管理水準に低下をもたらさない範囲において、その取り扱うことができるボイラーの基数等について見直しを行い、平成16年3月31日に施行したところである。</p>	
実務経験要件の見直し (見直しの基準・視点)						
(厚生労働省)	<p>(ボイラー技士)</p> <p>g 特級及び一級ボイラー技士については、受験資格として、実務経験年数が必要であることから、求められる技能・知識水準を確保しつつ、より資格を取得しやすい受験時期、受験要件について検討し、所要の措置を講ずる。</p>	検討	結論	できるだけ速やかに措置	<p>(厚生労働省)</p> <p>「ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(平成16年厚生労働省令第44号)により、受験資格について、求められる技能・知識水準を確保しつつ、より資格を取得しやすい受験時期、受験要件とし、平成16年3月31日に施行したところである。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
試験・講習の実施 (見直しの基準・視点) (厚生労働省)	(食品衛生管理者) 「魚肉ハム・ソーセージ」「食用油脂」「マーガリン・ショートニング」を対象とする資格取得講習会について、最近の需要実態調査を基に、必要に応じ講習会を開催することを検討する。	検討	検討	結論	(厚生労働省) 「魚肉ハム・ソーセージ」「食用油脂」「マーガリン・ショートニング」を対象とする資格認定講習会については、平成16年2月27日に食品衛生法施行規則(昭和23年省令第23号)の一部を改正し、カリキュラム及び必要科目を規定したところであり、必要に応じて講習会を開催することが可能となっている。 なお、食品衛生管理者資格認定講習会は、食品衛生法上、国が開催するものではなく、講習会を開催しようとする者が厚生労働大臣の登録を受けた上で開催するものである。	
関連類似資格の統合、相互乗り入れ (見直しの基準・視点) (経済産業省、環境省)	(公害防止管理者、公害防止主任管理者) b 試験科目の共通化や免除等について検討する。	検討	検討	結論	(経済産業省、環境省) 経済産業省及び環境省が共同で設置した専門家からなる「公害防止管理者制度検討会」において、平成16年3月に最終結論を報告書として取りまとめた。 そこで得られた結論を踏まえ、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成16年政令第375号)により、騒音関係公害防止管理者と振動関係公害防止管理者の資格区分を統合するなどの見直しを行い、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成17年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)により、試験科目の共通化、科目別合格制度の導入等、国家試験制度の見直しを行った(平成18年4月1日施行)。	
資格の有効期間	(介護支援専門員(ケアマネジャー))					

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
又は定期講習の義務付けの見直し （見直しの基準・視点） （厚生労働省） 福祉ア22 aの再掲	d ケアマネジメント機能の強化等専門性の向上については、ケアマネジャーの現任研修やケアマネジメントリーダー研修等の施策を講じているが、更なる強化のための措置を講ずる。		逐次実施		<福祉ア22 aの再掲>	